

太良町の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例(案)

についてご意見を募集します

意見募集（パブリックコメント）について

現在、太良町では令和8年12月末からの『太良町の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例』の策定を進めています。そこで、より多くの皆様のご意見をうかがうために、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

条例の概要

全国的に、大規模な太陽光発電設備の設置が原因とされる土砂災害や、災害に繋がりがねない事案の発生、また、近隣住民への説明や調整が不十分でトラブルとなった例が報告されています。

太良町においても、山間部などにおいて大規模な太陽光発電設備の設置が想定され、上記の問題が発生するおそれがあります。

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入の推進と太良町の自然環境に配慮した区分けを行うに当たり、事業者に対して、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止、事業開始前の住民への説明会等の実施など必要な手続を定め、地域と調和した太陽光発電事業の実施を図る必要があることから、この条例を制定するものです。

公開資料（太良町ホームページ、太良町役場環境水道課にて閲覧）

- ・太良町の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例（案）
- ・パブリックコメント意見書様式

※意見書の様式は添付の様式に限らず、任意の形式でも構いませんが、必ず、住所、氏名（法人・団体の場合は、所在地、名称、代表者）を明記してください。

意見の募集期間

9月16日（水）～10月15日（木）

意見書の提出方法

意見書は、以下の提出先に直接提出するか、FAX、郵便、電子メールで送付してください。

意見書の提出先

〒849-1698

太良町大字多良1番地6

太良町役場 環境水道課 環境係

FAX 0954-67-2103

電子メール kankyo@town.tara.lg.jp